

相馬双葉漁業協同組合 請戸地方卸売市場業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 相馬双葉漁業協同組合請戸地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(市場の業務の基本原則)

第 2 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。
生鮮水産物

(開場の期日)

第 4 条 市場は、日曜日及び国民の祝日（以下「休日」という。）並びに次に掲げる日を除き開場するものとする。

- (1) 12月31日より1月5日まで
- (2) 8月14日より8月16日まで
- (3) 2月第3日曜日及び翌日（祭日）
- (4) 8月7日（祭日）
- (5) 11月23日（祭日）
- (6) 毎月第2、第4火曜日（3月中旬から5月下旬までは除く。）

2 開設者は前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、これを変更することがある。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は次に掲げるとおりとする。ただし、開設者は市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することがある。

午前7時から午後5時まで

2 取引の開始の時刻は、サイレン・振鈴又は口達をもって通知する。

(臨時休業等の通知)

第 6 条 開設者は、臨時に休場若しくは臨時に開場しようとするとき、又は開場している時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を市場内の所定の掲示板に掲示するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 市場における卸売業務は、開設者自ら行うものとする。

(せり人)

第8条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第9条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、名称、商号、住所及び略歴
- (2) 法人の場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 卸売を受けようとする取扱品目の買受見込み額
- (4) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第10条 前条第1項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 法人の場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (3) 取扱品目の部類を変更しようとするとき。
- (4) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し等)

第11条 開設者は、買受人が第9条第3項に該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき。
- (4) 正当な理由がなく引続き3か月以上休業したとき。

(買受人保証金)

第12条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けなければならない。

(買受人記章)

第13条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人記章を交付するものとする。

- 2 買受人は、前項による買受人記章を市場内において、常に着用しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第14条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第15条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表1に掲げる物品 せり売又は入札

- (2) 別表2に掲げる物品 セリ売若しくは入札の方法又は相対取引

- 2 卸売業者は、前項第1号に掲げる物品については、災害が発生した場合その他の場合であって、開設者がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

(売買取引の方法の変更)

第16条 卸売業者は、前条第1項に掲げる物品について、売買取引の方法の設定又は変更をしようとするときは、次に掲げる事項を卸売場の見やすい場所に掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

- (1) 当該品目及び売買取引の方法

- (2) 売買取引の方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の単位)

第17条 売買取引の単位は、重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(秘密取引の禁止及び売買呼値の符号)

第18条 卸売の売買取引は、(そでの下、耳やり等)秘密の方法によって行ってはならない。

- 2 卸売の売買呼値は金額(消費税額及び地方消費税額を除く金額。)による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。

- 3 前項の符号を用いようとするときは、その符号について掲示しなければならない。

(指値等のある受託物品)

第19条 卸売業者は、受託物品売買取引に指値(委託者の希望価格の消費税額及び地方消費税額を除く金額をいう。以下同じ。)その他の条件がある場合は販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第20条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷口ごとに荷印、等級及び数量(重量)その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落としは、せり人が最高申込価格(消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。)

を3回呼びあげたとき、その申込者をせり落とし人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他の適宜の方法によりせり落とし人を決定する。

4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちにその価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

（入札の方法）

第21条 卸売のための入札売は、その販売物品について荷口ごとに荷印、等級及び数量（重量）その他必要な事項を掲示し、又は呼びあげた後入札人に対し一定の入札用紙に氏名、入札金額（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下同じ。）その他必要事項を記載させて、これを行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高申込価格の入札をもって落札人とする。

3 前条第3項及び第4項の規定は入札売の場合に準用する。

4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

（1）入札人を確認できないとき。

（2）入札金額その他指定事項が不明なとき。

（3）入札に際して不正行為があったとき。

（異議の申立）

第22条 せり売又は入札売に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

2 開設者は、前項の申し立てについて正当な事由があると認められたときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

（差別的取扱いの禁止）

第23条 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（売買取引条件の公表）

第24条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（1）営業日及び営業時間

（2）取扱品目

（3）生鮮食料品等の引渡しの方法

（4）委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

（5）生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

（6）奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（卸売の相手方の制限）

第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあって買受けを不当に制限することと

ならないと認められるときは、この限りではない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか又は出荷された生鮮食料品等が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生じるおそれのある場合
- (2) 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- (3) 入荷量を調整するため他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合
- (4) 他の市場の卸売業者と集荷共同化その他卸売業務の連携に関する契約に基づき、他の市場の卸売業者又は買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。
 - ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1か月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
 - イ 卸売業者が、当該市場における市場運営協議会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。
- (5) 卸売業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等と新商品開発のための供給に関する契約を締結し、当該食品製造業者等に卸売をする場合であって当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。
 - ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1か月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第26条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、自己の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として生鮮食料品等を買受けしてはならない。ただし、買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲において開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

（受託契約約款）

第27条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。

（受託物品の受領の通知）

第28条 卸売業者は、販売受託物品を受領したときは、委託者に対したただちに当該受託物品の品目、数量、品質、受領日等、その他必要と認める事項を通知しなければならない。

（受託物品の即日販売の原則）

第29条 卸売業者は、上場可能な時刻までに受領した生鮮食料品等については、特別な場合を除くほか、その日に、これを上場しなければならない。

（販売前における委託物品の検収）

第30条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、委託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に出荷者が立会っていてその了承を得られたときはこの限りではない。

(物品取引の下見)

第31条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売のための売買取引は、その販売開始時刻前に買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。ただし、電子商取引に係る委託物品で、一定の規格を有し、品質が安定したものについては、この限りではない。

- 2 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

(卸売物品の引取り)

第32条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売することができる。
- 3 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売した場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引(「いわゆる定価売」を含む。以下同じ。))に係る価格にその消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。)が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第33条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者はその売買を差止め又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

- (1) 談合その他の不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第34条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売予定数量等の公表)

第35条 開設者及び卸売業者は、その日の卸売のための販売開始時刻までに、当日卸売される物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。又、開設者は、売買取引の方法ごとに、当日卸売された物品について、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格を速やかに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行うものとする。

- 2 前項の公表は市場内の掲示板に掲示して行うものとする。
- 3 卸売業者は、毎日その日に卸売をした生鮮食料品等について、売買取引の方法ごとに、品目別に品種名及び産地名ごと数量並びに卸売価格を開設者に報告しなければならない。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第35条の2 開設者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、以下の事項を公表

するものとする。

(1) 取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等
(取扱予定のないものを除く。)

(2) (1)に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第
1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

(仕切り及び送金)

第36条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者にその卸売をした日から翌日(売買
仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の日。)
までに当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係
る価格をいう。以下本条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額
の消費税額及び地方消費税額に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により
卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価
と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額。)、
控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と
金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」と
いう。)を明記した売買仕切書を送付するとともに売買仕切金を送付しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第37条 卸売業者は、出荷者に売買仕切金の前渡し、保証金の差入れ又は資金の貸付けをする
ことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の前渡しをしてはならない。

(1) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。

(2) 当該売買仕切金の前渡し等が卸売業者の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第38条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内にその条件により販売す
ることができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(委託手数料)

第39条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手
数料の額は、開設者が別に定めるものとする。

(買受代金の即時支払義務)

第40条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた後速やかに買受代金(買い
受けた額にその消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。)を支払わな
ければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2 前項のただし書きの特約は、その他の買受人に対して不当に差別的扱いとなるもので
あってはならない。

(卸売代金の額の変更の禁止)

第41条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金(卸売した額にその消費税額及び地方消費税

額に相当する額を加えた額とする。)については、正当な理由があると認めるときでなければその額を変更してはならない。

(決済の方法)

第42条 市場における売買取引の決済は、第36条から第41条まで定めるもののほか、本組合と取引参加者との間で決定した支払期日及び支払方法により行わなければならない。

(物品販売等の規制)

第43条 開設者が必要と認める者がその業務を行う場合を除くほか、市場内においては物品販売その他の業務をしてはならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第44条 買受人等が、市場内で使用する用地、建物、その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第45条 前条の指定を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の用途又は原状を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により、開設者に承認を受けた場合はこの限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第46条 開設者は、次に掲げる場合には、市場施設の使用の承認を取消し、若しくは変更し、又は使用の制限その他の措置を講ずることができる。

- (1) 開設者において業務上の監督、災害の予防、交通の整理、衛生の確保その他市場秩序の維持又は公共の利益の保全のため、特に必要があると認めるとき。
- (2) 使用者が、市場施設の使用につき承認の内容その他の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、故意又は過失によって市場施設を滅失し、又は毀損したとき。
- (4) 使用者が、使用料等の支払いを怠ったとき。
- (5) 使用者が、卸売市場法、同法施行規則、この規程又はこれらの規程に基づく知事若しくは開設者の指示に従わないとき。

(市場施設の返還)

第47条 使用者の死亡、解散、廃業等の理由により市場施設を使用する資格が消滅したときは、その相続人、清算人若しくは代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用でその使用する市場施設を原状に復して返還しなければならない。

(補修弁償)

第48条 開設者は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を指示し、又はその費用の弁償を指示することができる。

第5章 管 理

(業務報告書の作成等)

第49条 卸売業者は、事業年度ごとに卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。）別記様式第二号により事業報告書を、当該事業年度経過後90日以内に作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書については、主たる事務所に備えて置くなど適切な方法により閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、前項に規定する財務に関する情報を閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確保する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(報告等)

第50条 開設者は、市場業務の適性かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、買受人に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 開設者は、前項に基づき市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度においてそれぞれ当該人に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

(市場秩序の保持等)

第51条 卸売の業務に従事する役職員並びに取引参加者及び市場へ入場する者は、市場において秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市場の利用者は自己の商品、容器、その他の物件を整理し、市場施設の清潔の保持に努めなければならない。

3 前2項の規定に関し、開設者は必要であると認めるときは、卸売の業務に従事する役職員並びに取引参加者若しくは市場入場者に対し、入場の制限等適切な措置をとることができる。

(市場運営協議会)

第52条 開設者は、市場の運営の円滑化を図るため、運営協議会を置き、次の事項を協議する。

(1) 市場の運営に関する事項

(2) 取引の合理化、流通の円滑化に関する事項

(3) 市場業務に係る紛争調整等に関する事項

(4) 業務規程の変更に関する事項

(5) その他重要事項

2 運営協議会は、卸売業者、買受人、市町村、出荷者等をもって組織する。

3 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(業務規程の変更)

第53条 開設者は、次の事項に関する規程を変更しようとするときは、卸売業者、買受人その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び売買代金の決済の方法に係る事項
- (3) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (4) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

2 前項の利害関係人の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名する。

(関係規程の制定)

第54条 この業務規程は施行に関して必要な事項は開設者が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

1. 平成元年4月1日、消費税導入に伴う業務規程一部変更
2. 平成15年10月1日、漁協合併により一部変更
3. 平成17年10月1日、卸売市場法の改正により業務規程一部変更
4. 平成21年7月1日、卸売市場法の改正により業務規程一部変更
5. 令和2年6月2日、卸売市場法の改正により業務規程一部変更
6. 令和8年2月19日、卸売市場法の改正により一部改正

別表1

分類	品目等
水産物類	取扱品目のうち、別表2に掲げる物品以外の物

別表2

分類	品目等
水産物類	メロウド、オキアミ